

合併協議会だより



発行責任者：広見町・日吉村合併協議会 会長 山本雅之

編集：広見町・日吉村合併協議会事務局
広見町大字近永800番地1

平成16年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出補正予算書

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1負担金	1負担金	14,000	0	14,000	
2県支出金	1県補助金	2,000	0	2,000	
3繰越金	1繰越金	3,543	0	3,543	
4諸収入	1雑入	1	0	1	
歳入合計		19,544	0	19,544	

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1運営費	1会議費	2,728	0	2,728	
	2事務費	8,004	2,100	10,104	需用費 900 役務費 1,200
2事業費	1事業推進費	605	0	605	
	2調査研究費	8,130	△2,100	6,030	委託料 △2,100
3予備費	1予備費	77		77	予備費
歳出合計		19,544	0	19,544	

第十一回協議会

第十一回協議会は十月十二日、広見町民会館で午後二時開会し、議案一件、確認一件を協議しま

鬼北町の 町花・町木を 募集します

した。
議案第十二号平成十六年度広見町・日吉村合併協議会補正予算(第二号)については、新町の啓発等に係る事務的経費の増額と、電算業務委託料の確定に伴う減額で、予算総額変更のない原案を承認しました。
確認第二号町花・町木の公募については、新しく誕生する「鬼北町」のイメージに合う花と木を住民から募集することで確認しました。

新町の町花・町木募集要領

(趣旨)

第一条 この要領は、広見町及び日吉村の二町村が合併して誕生する鬼北町(以下「新町」という。)の町花・町木を広見町及び日吉村の住民に公募して、新町の一体性の早期定着とイメージの創出に努めることを目的とする。

(公募する町花・町木)

第二条 募集する町花・町木は、次のとおりとする。

(一) 広見町及び日吉村内に
自生又は植林・栽培等
推進されている花・木
とする。

(二) 新町のイメージに合う
花・木とする。

(三) 新町住民が親しみやす
い花・木とする。

(公募範囲)

第三条 公募の範囲は、
広見町及び日吉村の住
民とする。

(応募方法等)

第四条 公募の方法、期
間等については、次の
とおりとする。

(一) 花・木について、それ

ぞれ一人一点とする。

(二) 公募については、別に
定める広見町及び日吉
村内公共施設に設置す
る応募箱に指定用紙で
の応募とするが、郵送
の応募やファックス、
電子メールの場合は、
町花・町木ごとにその
名称及び選定理由を記
載し、住所・氏名を明
記することとする。

(三) 公募期間は、平成十六
年十月十三日から平成
十六年十一月十五日ま
でとする。

(周知の方法)

第五条 新町の町花・町
木募集については、ホ
ームページ、協議会だ
より、町村広報等で周
知する。

(選定方法)

第六条 応募された町
花・町木をそれぞれに
集計し、協議会で決定
する。

(結果発表)

第七条 協議会だより、
ホームページ、町村広
報等で発表する。

住所表示の変更に伴う手続き等（主なもの）についてお知らせします

役場での手続き関係

【住民票、戸籍関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
住民票 戸籍謄抄本等	全住民及び本籍者	不要	住民基本台帳及び戸籍に記載されている町村名をすべて鬼北町に自動的に変更します。	広見町：町民課 戸籍住民係 日吉村：総務課

【住民登録等関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
印鑑登録証（カード）	左記の登録証をお持ちの方	不要	現在の印鑑登録証は、合併後役場本庁及び日吉支所並びに愛治、三島連絡所に来庁の際に新しい鬼北町の登録証に交換します。	広見町：町民課 戸籍住民係 日吉村：総務課
住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方	不要	カードは鬼北町になってもそのまま使用できます。裏面の訂正事項は役場本庁又は日吉支所に来庁の際に修正します。	
外国人登録証	左記の証明書をお持ちの方	不要	役場本庁又は日吉支所に来庁の際に訂正箇所を修正します。	

【母子保健関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
母子家庭医療費受給者証	左記受給者証の交付を受けている方	不要	新しい受給者証・受給資格証は12月末日までに郵送します。平成17年1月1日以降、医療機関にかかる場合には、必ず新しい受給者証・受給資格証を提示してください。	広見町：保健福祉課 福祉係 日吉村：保健福祉課
乳幼児医療費受給資格証	左記受給者証の交付を受けている方	不要		
母子健康手帳	左記手帳の交付を受けている方	不要	現在お持ちの手帳・受診票は平成17年1月1日以降も使用できます。	広見町：保健福祉課 保健係 日吉村：保健福祉課
妊婦健康診査受診票	左記受診票の交付を受けている方	不要		

【国民健康保険関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
国民健康保険被保険者証	国民健康保険に加入している方	不要	世帯ごとに1枚の保険証から被保険者1人に1枚のカード式となります。12月末日までに郵送しますので平成17年1月1日からは、必ず新しい保険証を使用してください。	広見町：町民課 保険年金係 日吉村：保健福祉課
国民健康保険高齢受給者証	国民健康保険加入者の中で70歳以上の方（ただし、老人保健医療対象の方は除く。）	不要	保険証との併用となりますので高齢受給者証がなくなります。新しい保険証を医療機関に提示していただければ、これまでと同じ負担割合（1割又は2割）で受診できます。	
国民健康保険標準負担額減額認定証	国民健康保険加入者の中で左記の認定証の交付を受けている方	不要	新しい認定証・受療証は12月末日までに、郵送しますので平成17年1月1日以降医療機関へかかる場合には必ず新しい認定証・受療証を提示してください。	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		不要		
国民健康保険特定疾病療養受療証	国民健康保険加入者の中で左記の受療証の交付を受けている方	不要		

【老人医療関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
老人保健医療受給者証	老人保健医療対象の方で左記の受給者証・受療証・認定証の交付を受けている方	不要	新しい受給者証・受療証・認定証は、12月末日までに郵送しますので平成17年1月1日以降医療機関へかかる場合には、必ず新しい認定証・受療証を提示してください。	広見町：町民課 保険年金係 日吉村：保健福祉課
老人保健特定疾病療養受療証		不要		
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証		不要		

【国民年金関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
国民年金手帳及び国民年金保険料納付書	国民年金に加入している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。保険料納付書は、1月1日以降もそのまま使用してください。	広見町：町民課 保険年金係 日吉村：保健福祉課
年金証書	年金を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

【児童関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
児童扶養手当証書	左記手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは、8月の現況届の際に行います。	広見町：町民課 児童福祉係 日吉村：保健福祉課
特別児童扶養手当証書		不要	新住所の証明は後日交付します。	

【身障者関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
身体障害者手帳 療育手帳 戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳	左記手帳の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。特に住所の変更を希望される方は、合併後に手帳と印鑑を持参のうえ、役場本庁又は日吉支所で手続きを行うことができます。	広見町：保健福祉課 福祉係 日吉村：保健福祉課
重度心身障害者医療費受給者証	左記受給者証の交付を受けている方	不要	新しい受給者証は12月末日までに郵送します。平成17年1月1日以降医療機関にかかる場合には、必ず新しい受給者証・受給資格証を提示してください。	

【介護保険関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
介護保険被保険者証	左記の被保険者証の交付を受けている方	不要	新しい被保険者証・認定証は12月末日までに郵送します。平成17年1月1日からは新しい被保険者証・認定証を提示してください。	広見町：保健福祉課 福祉係 日吉村：保健福祉課
介護保険利用者負担額減額・免除認定証	左記の認定証の交付を受けている方	不要		
介護保険標準負担額減免認定証		不要		
訪問介護利用者負担額減額認定証		不要		
訪問介護利用者負担金助成認定証		不要		

【保育関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
保育所への住所変更 手続	保育所の入所者 等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	広見町：町民課 児童福祉係 日吉村：保健福祉課

【学校関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
公立学校等への住所 変更届	学校等の在学生 等	不要	公立の小・中学校及び高等学校については手続きの必要はありません。私立学校等については、各学校にお問い合わせください。	広見町：学校教育課 日吉村：教育委員会
奨学生、借用書、誓約書等の住所変更届	奨学生及び保護者等	不要	住所変更の手続きの必要はありません。	

【畜犬関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
犬の飼い主の住所	犬の飼い主	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	広見町：環境衛生課 環境係 日吉村：保健福祉課

【総務関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
交通災害共済	左記共済に加入している方	不要	特に手続きの必要はありません。	広見町：総務課 行政係 日吉村：総務課

【原付等】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
原 動 機 付 自 転 車 (125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)	左記標識をお持ちの方	不要	特に手続きの必要はありません。(合併後も旧町村発行のナンバープレートは使用できます。)125cc以下のバイク及び小型特殊車両(農機車を含む)のナンバープレートは、平成17年1月1日以降、新規に取得される場合に「鬼北町」のナンバープレートを受けることとなります。廃車手続きについても、本庁、日吉支所で行うことができます。	広見町：税務課 課税管理係 日吉村：総務課

その他官公署関係

【自動車登録・運転免許・許可証・道路交通関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免許証の更新時に住所変更をしてください。	鬼北警察署 〒798-1355 広見町大字芝225-1 TEL45-1144 (代表)
自動車保管場所証明書	左記証明書の交付を受けている方	不要	自動車保管場所証明手続きについては、当分の間(関係法律等が改正されるまでの間)は現状のままで、旧日吉村は適用外となります。	
銃刀砲類所持許可証 警備業務認定証など 古物営業許可証 風俗営業許可証 警備員指導教育責任者証	左記の各許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可証等の満期更新時に住所変更をしてください。	
通行禁止道路通行許可証 駐車許可証 制限外許可証 制限外牽引許可証など	左記の許可証を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。書換えを希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きできます。(手数料不要)	許可証を発行した警察署の交通課

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
各種自動車の使用者・所有者の住所 (自動車検査証)	軽自動車（3・4輪）の使用者・所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会愛媛事務所 〒791-1112 松山市南高井町1814-2 TEL 089-975-6730
	普通車及び小型二輪車（排気量250ccを超えるもの）等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、抹消登録等は、住所の変更が必要になります。	
	軽二輪車（125ccを超え250cc以下）	不要		愛媛運輸支局 〒791-1113 松山市森松町1070 TEL 089-956-1562

【各種営業許可・免許・資格証明関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
食品の営業許可	左記許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	宇和島中央保健所 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 TEL 0895-22-5735
理容・美容・旅館業・公衆浴場・興業場・クリーニング等の営業施設の許可	営業施設の許可等を受けている方	不要	住所・所在地の変更手続きは必要ありません。	
薬局・医薬品販売業の許可	販売等の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
毒物・劇物販売業の許可	販売等の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
労働安全衛生法による免許証 技能講習修了証の住所	左記免許証等をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	愛媛労働局安全衛生課 〒790-0808 松山市若草町4番3 TEL 089-935-5204
旅券（パスポート）	旅券（パスポート）をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。最後のページの「所持人記入欄」の現住所等は、本人が線で抹消のうえ余白に新住所を記入してください。（それ以外のページには記入しないでください。）	宇和島地方局 旅券窓口 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 TEL 0895-22-5211(代)
	旅券（パスポート）の発給申請書	不要	申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本であれば、合併前のものでも使用できます。ただし、氏名等の記載内容に変更がある場合は変更後のものを取得してください。	

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
危険物取扱者免状 消防設備士免状 防火管理者修了証	左記免許証等をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	宇和島地区広域事務組合 消防署広見分署 〒798-1355 広見町大字芝222-1 TEL 0895-45-2461
小型船舶操縦免許証	左記免許証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 免許証の更新時に住所変更を行ってください。	愛媛運輸支局 宇和島海事事務所 〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3 宇和島港湾合同庁舎2階 TEL 0895-22-0260

【不動産等登記（法務局）関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
不動産（土地登記簿・建物登記簿）の所有者の住所変更	①土地・建物の登記簿に所有者として、北宇和郡広見町、日吉村の住所で登記されている方 ②土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として、北宇和郡広見町、日吉村の住所で登記されている方	不要	①町村合併により所有者の住所が変更になりますが、旧町村名を「鬼北町」と読みかえる規定（不動産登記法第59条）があります。なお、旧町村のままで差し支える場合には、登記名義人（所有者等）の住所変更登記（非課税）を申請してください。 ②登記申請書の用紙は、平成17年1月4日以降、松山地方法務局宇和島支局に備え付けております。 登記申請については、松山地方法務局宇和島支局に申請してください。	松山地方法務局 宇和島支局 〒798-0036 宇和島市天神町4番40号 TEL 0895-22-0770 ※ 不動産の所在地を管轄する法務局
商業・法人登記の本店及び主たる事務所（以下「本店等という。」）の表示変更と代表者の住所変更	北宇和郡広見町又は日吉村に所在する会社等及びその代表者	不要	①商業及び法人に係る本店等の所在地については法務局が職権で変更します。 ②代表者の住所についても、上記①と同様に法務局が職権で変更します。	松山地方法務局 宇和島支局 〒798-0036 宇和島市天神町4番40号 TEL 0895-22-0770

※ 掲載した以外にも、手続きが必要なものもあります。
詳しくは、県関係については下記のホームページ等を参考にしてください。
その他については、それぞれの関係窓口にお問い合わせください。
<http://www.pref.ehime.jp/gappei/faq/pdf/jusho.pdf> 又は <http://www.pref.ehime.jp/gappei/faq/index.html>

【金融・保険関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い	手続き・問い合わせ先
		手 続 きの 方 法 等	
預金通帳 定期預金証書など	左記預金者等	一般的には住所変更の手続きは必要ありません。 個別に各金融機関に確認してください。	各金融機関
キャッシュカード (預金の払戻等に利用)	左記カードをお持ちの方		
クレジットカード	左記カードをお持ちの方	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各社の窓口で確認してください。	各金融機関・クレジット会社 各規約等に定めのある窓口
有価証券保険証書等 など	株券等の有価証券所有者、生命・傷害保険等に加入している方		
自賠責保険等	左記保険等に加入している方	手続き等は各保険会社等に確認してください。	各保険会社等

この度は、新町「鬼北町」の町章に御選定いただき、誠にありがとうございます。ございました。

数多くの応募作品から、私のつたない作品が町の象徴と言うべき、町章に選ばれたことに驚きと喜びでいっぱいです。

図案作成時には、実に多くのデザイン案を検討し、試行錯誤の連続で苦心したことが思い起こされ、今は我が子のひとり立ちを見守る親の気分です。

この町章が、多くの皆様に可愛がられ多少なりとも、貴町の御発展の役に立てれば幸いです。



岡山市
合田さち男さん



鬼北町の町章

受賞者コメント

第12回協議会

- 月 日：11月中旬
 ●時 間：午後2時
 ●場 所：日吉村住民センター 3階ホール

※日程が決定しておりませんので傍聴を希望される方は、恐れ入りますが事務局にご確認ください。

合併に関するお問い合わせは
広見町・日吉村合併協議会事務局

TEL：0895-45-1111（内線400～404）
 FAX：0895-45-3078
 メールアドレス：gappei@town.hiromi.ehime.jp
 ※ ご意見等お待ちしております。

公共施設名が変わります（主な施設を掲載しました。）

	合 併 後	合 併 前
役場	鬼北町役場	広見町役場
	鬼北町役場日吉支所	日吉村役場
医療福祉関係	鬼北町総合福祉センター（ひまわり）	広見町総合福祉センター（ひまわり）
	鬼北町日吉保健センター	日吉村保健センター
	鬼北町日吉中央集会所	日吉村中央集会所（老人憩いの家）
	鬼北町国民健康保険愛治診療所	広見町国民健康保険愛治診療所
	鬼北町国民健康保険小倉診療所	広見町国民健康保険小倉診療所
	鬼北町国民健康保険三島診療所	広見町国民健康保険三島診療所
	鬼北町国民健康保険日吉診療所	日吉村国民健康保険診療所
	鬼北町日吉斎場	日吉村斎場
	保育所関係	鬼北町立さくら保育所
鬼北町立近永保育所		広見町立近永保育所
鬼北町立好藤保育所		広見町立好藤保育所
鬼北町立清水保育所		広見町立清水保育所
鬼北町立小松保育所		広見町立小松保育所
鬼北町立みどり保育所		日吉村立みどり保育園
学校関係	鬼北町立広見中学校	広見町立広見中学校
	鬼北町立近永小学校	広見町立近永小学校
	鬼北町立好藤小学校	広見町立好藤小学校
	鬼北町立愛治小学校	広見町立愛治小学校
	鬼北町立泉小学校	広見町立泉小学校
	鬼北町立三島小学校	広見町立三島小学校
	鬼北町立日吉中学校	日吉村立日吉中学校
	鬼北町立日吉小学校	日吉村立日吉小学校
	広見学校給食センター	広見町学校給食センター
社会教育・社会体育関係	鬼北町立中央公民館	広見町民会館
	鬼北町立近永公民館	広見町立近永公民館
	鬼北町立好藤公民館	広見町総合開発センター
	鬼北町立三島公民館	広見町三島公民館
	鬼北町立泉公民館	広見町就業改善センター
	鬼北町立愛治公民館	基幹集落センター愛治公民館
	鬼北町立日吉公民館（日吉住民センター）	日吉村中央公民館（日吉村住民センター）
	鬼北町歴史民俗資料館	日吉村歴史民俗資料館
	鬼北町愛治体育館	広見町愛治体育館
	鬼北町体育センター	広見町体育センター
	鬼北町農林業者トレーニングセンター	日吉村農林業者トレーニングセンター
	鬼北町三島グラウンド	広見町三島グラウンド
	鬼北町日吉農村広場	日吉村農村広場
	鬼北町父野川下農村広場	父野川下農村広場
鬼北町広見B & G海洋センター	広見町B & G海洋センター	